

財政金融委員会：金融政策決定会合における決定について

● 財政金融委員会（2024/03/21）

－ 金融政策決定会合について

→ 日銀 植田和男総裁

2%の物価安定の目標が持続的、安定的に実現するとおっしゃっていたんですが、実際どの程度続くと御覧になられているのか。
特に、今回いろんな形で物価が上がっていますが、資源価格の高騰ですとかコロナ禍の経済の復活と、こういったこともあったというふうに思っております、一時的ないわゆる上がりではないかという懸念もあると思うんですね。
そういう意味で、この物価上昇が今回の決定によって腰折れすることは本当
にないのかどうか、その辺り、お願いしたいと思います。



・・・我が国では、中期的な予想物価上昇率はまだ2%に向けて上昇していく過程にあると考えております。

日本銀行としては、当面、緩和的な金融環境を継続することを通じて、経済、物価をしっかりと支えていく方針でございます。

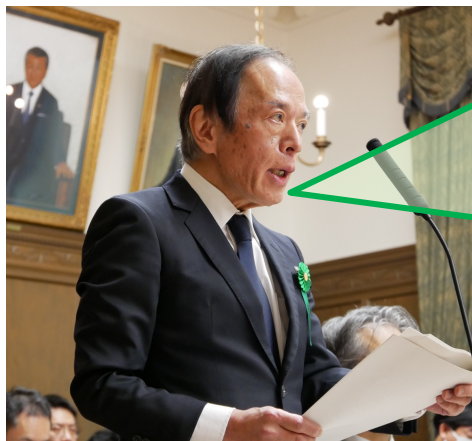
財政金融委員会：金融政策決定会合における決定の情報管理について

● 財政金融委員会（2024/03/21）

– 金融政策決定会合における決定の情報管理について

→ 日銀 植田和男総裁

今回の情報がリークされていたんじゃないかということと、相当市場関係者、伝わっていたんじゃないかということで事前から相場が動いていたと思うんですが、その辺の情報管理というのは、ちょっと厳しい言い方をすると、しっかりやられていたかどうか、その辺りもお聞きしたいと思いますが、いかがですか。



情報管理は常日頃のやり方でしっかりしてまいりました。

ただし、委員御指摘のように、様々な報道が今回の政策決定の前に行われたことも事実であるかと思います。その背景としては、私ども、今回の政策変更がかなり大規模なものになるということを考えまして、前もって、その政策変更に至る場合はどういう考え方でどういう指標を見つつ実行するのかという点を市場や経済の様々な主体に向けて分かりやすく発信するというのに努めてまいりました。そうした我々の情報発信を受けた形で様々な観測報道がなされたというふうに理解しております。

財政金融委員会：資金決済法について

● 財政金融委員会（2024/03/21）

- 資金決済法について
- 鈴木俊一 財務大臣

例えば、海外事業者が悪さをしたときに、国内に登録をされていないとほぼもうその会社を罰していくだったりとか、裁判を起こそうと思っても、いわゆる管轄権の問題から海外で裁判を起こさなきゃいけない。

これ、実は海賊版対策なんかでも同じ問題も起こっておりまして、この問題に関しては、会社法の817条と818条で、本来、国内で継続的に取引する会社は外国会社としての登録をきちっとしなければならない。実際、これは法務省さんとか総務省さんが実は結構動いていただいて、多くの会社が外国会社との登録をし始めたんですが、まだまだゲームアプリ会社はそういった動きになっていません。

是非、しっかり法律に基づいて、我々も法治国家でありますから、日本の権益を守るためにも、しっかりと外国会社に対して登録をしていただいて、消費税を払わないというようなことのないように、是非お願いをしたいというふうにも思っています。



…こうしたことから、金融庁といたしましては、法務省としっかり連携をいたしまして、海外ゲーム事業者に対する周知において、海外ゲーム事業者が日本国内でサービスを提供する場合には外国会社の登録又は国内で設立登記した法人で事業を行うことも必要である旨を盛り込むように前向きに検討したいと思っております。

鈴木俊一大臣に要請した件、さっそく実現！

旧Ver

2019年10月公表

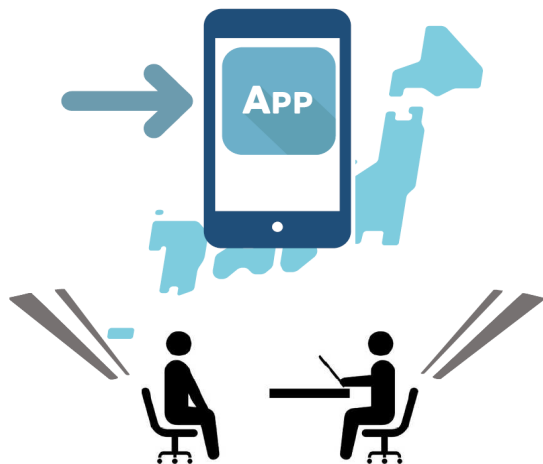
(Provisional translation/ 暫時的翻譯)

日本国内向けに課金があるゲームを配信する場合、
ゲーム事業者は
資金決済法(※)に基づく届出が必要です！



When delivering a game that will be billed in Japan,
game companies are required to notify
the Japanese authority (Local Finance Bureau)
in accordance with the Payment Services Act.

在日本国内发布付费游戏时，
游戏运营商需要依据资金结算法(※)申报！



(※)資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）/資金結算法（2009年法律第五十九号）
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=421AC0000000059
English: Payment Services Act (Act No. 59 of 2009)
<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=3078&vm=04&re=01>

金融庁
Financial Services Agency



新Ver

(Provisional translation/ 暫時的翻譯)

日本国内向けに課金があるゲームを配信する場合、
ゲーム事業者は資金決済法(※¹)に基づく届出が
必要です！

外国会社が日本において継続して取引をしようと
するときは、日本における代表者を定め、
外国会社の登記をすることが必要です！(※²)

When delivering a game that will be billed in Japan,
game companies are required to notify the Japanese
authority (Local Finance Bureau) in accordance with
the Payment Services Act ! (※¹)

When a Foreign Company intends to carry out
transactions continuously in Japan, it must specify its
representatives in Japan and register as a Foreign
Company ! (※²)

在日本国内发布付费游戏时，
游戏运营商需要依据资金结算法(※¹)申报！
当外国公司打算继续在日本交易时，
则必须在日本任命一名代表并注册外国公司！(※²)

(※¹)資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）/資金結算法（2009年法律第五十九号）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000059>
English: Payment Services Act (Act No. 59 of 2009)
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/4477>
(※²)外国会社の登記の申請手続等については、
外国会社の登記についての詳細は、以下の法務省ホームページを参照してください。
日本語版：https://www.moj.go.jp/MINJI/m_mini07_00275.html
Please refer to the following website of the Ministry of Justice.
English : https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_mini07_00002.html

金融庁
Financial Services Agency



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

今年3月21日の
財政金融委員会にて、
資金決済法のリーフレットに
「外国会社の登記義務」の
追記を求めていたが、
金融庁が迅速に対応。

これまで、日本の行政機関や捜査機関は、日本法を犯す外国企業に対する対応が極めておろそかだった。しかし、海賊版対策や誹謗中傷対策で求めてきた外国会社の登記義務の徹底が、他の領域にも広がってきたのは非常に良い変化。法を守らない外国会社が、法を守る日本企業よりも競争上優位に立ったり、消費者である日本国民に不利益を与えるといったことは、断固として許せない。

